

公用車賃貸借契約書

茨城県病院局（以下、「甲」という。）と、（以下、「乙」という。）とは、公用車の賃貸借について次のとおり賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づく自動車（以下、「自動車」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（契約期間）

第2条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、この契約期間中であっても、令和9年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合は、甲は、この契約を解除することができるものとする。

（賃貸借料）

第3条 自動車の賃貸借料は、月額金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）とする。ただし、契約期間の開始又は終了が月の途中に係るときは、当該月のリース支払額は日割り計算によって算定した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（賃貸借料の支払および遅延利息）

第4条 乙は、1カ月の賃料を取りまとめて、当該月分の支払を書面にて甲に請求するものとし、甲は乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約を締結した日における政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるときその端数を、その額が100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）を遅延利息として請求することができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この契約から生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(自動車の引渡し)

第6条 自動車の甲への引渡しは、乙が自動車登録完了の後、速やかに甲が指定する場所において行うものとする。

2 甲は、自動車の引渡しを受けた場合は、検査の上、受け取るものとする。

3 当該自動車の引き渡しに要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 自動車の生産状況その他やむを得ない事情により自動車の甲への引き渡しに契約始期に対し遅延する場合は、契約始期から当該自動車引き渡しまでの間、乙は当該自動車と同等の仕様を有する代車を甲へ貸与するものとする。

5 当該代車に要する一切の費用は、乙の負担とする。

6 甲は、自動車の引き渡しを受ける際に、当該代車を乙へ返還するものとする。

(自動車の瑕疵)

第7条 自動車に設計、材質、製造上の瑕疵または隠れた瑕疵があった場合は、甲は、自動車の保証書に従い、自動車の製造者または販売者から担保責任の履行をうけるものとする。この場合、乙は、甲のそれらの者に対する請求または権利行使につき、可能な協力を行うものとする。

(自動車の使用、保管)

第8条 甲は、その引渡しを受けた自動車につき善良な管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

2 甲は、自動車を使用するに当たっては、法令および諸規則に従い、日常点検整備を行い安全運転に勤めるものとする。

3 甲は、自動車を仕様書に定める保管場所で保管するものとし、乙の事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

(原状の変更)

第9条 甲は、自動車の改造、模様替え、規格、性能および仕様の変更ならびに他の部品等を取り付ける等の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得ることとする。

(自動車の滅失・毀損・契約の終了)

第10条 自動車の返還までに生じた自動車の滅失・毀損等についてのすべての危険は、甲が負担するものとする。ただし、甲の通常の使用に伴う減耗、損耗はこの限りではない。

2 自動車が滅失(修理が不可能な場合を含む。)し、または甲がその占有を失ったときは、甲は、損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の場合において、甲が支払うべき損害金の支払完了と同時に、当該自動車の契約は終了するものとし、乙は当該自動車を廃棄するとともに登録を抹消するものとする。

(自動車の返還)

第11条 第2条の賃貸借期間が満了した場合、甲は自動車を返還するものとする。

- 2 前項の規定により自動車が返還された場合であつて、自動車もしくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があつたとき、または改造等による価値の減少があつたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

(メンテナンスサービス)

第12条 乙は、第2条の賃貸借期間中、自動車について、仕様書に定めるメンテナンスサービス（以下「メンテナンス」という。）を行うものとする。ただし、次に掲げる事項および仕様書に定めるメンテナンス対象外事項はこの限りでない。

- (1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等
- (2) 甲の故意もしくは重大な過失に起因する修理等
- (3) 甲が乙もしくは乙指定の整備工場の了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備等

- 2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場および甲に連絡をするものとする。

(事故処理)

第13条 事故により、自動車が損傷したときは、速やかに乙に報告するとともに、甲の負担により車両を修理するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、相手方がその責めに帰すべき事由により、この契約に定める債務を履行しないときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、甲または乙は、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。

(賠償責任)

第15条 甲は、自動車または提供を受けた代車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、または第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、または解決するものとする。

- 2 乙は、業務の実施に関し、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(再リース)

第16条 甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲乙協議の上、新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は業務の実施に関し知り得た秘密および甲の業務等で一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印のうえ、その 1 通を保有する

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 6
茨城県病院事業管理者
島居 徹

乙

賃貸借物件内訳

1 自動車明細			
(1)車名			
(2)型式			
(3)排気量			
(4)色			
(5)装備・付属品等			
2 賃貸借期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで(36カ月)		
3 賃借料			
(1)月額	円(うち消費税 円)		
(2)総額	円(うち消費税 円)		
4 支払明細			
第1回	円(うち消費税 円)		
第2～35回	円(うち消費税 円)		
第36回	円(うち消費税 円)		
5 リース料に含まれる項目			
	登録納車費用	自動車取得税	自動車重量税
	自動車税	自動車賠償責任保険	
	法定点検整備	定期点検(6ヶ月毎)	一般消耗品交換
	一般修理	オイル交換	バッテリー交換(1回)
	タイヤ交換 (ラジアル必要数)	スタッドレスタイヤ (4本まで・ホイール含む)	タイヤ履き替え
6 引渡予定日	令和9年4月1日		
7 指定整備場所			
8 予定走行距離	km/月		
9 残価の精算	しない		
10 規定損害金	基本額	円	
	通減月額	円	